

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年8月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000038 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000017 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 30 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の「厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額」欄のとおりとする。

平成 25 年 12 月、平成 26 年 1 月及び同年 3 月から平成 30 年 2 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月、平成 26 年 1 月及び同年 3 月から平成 30 年 2 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 30 日まで

私が A 社に勤務していた期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料と国が記録する年金記録が相違しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 30 日までの期間について、請求者が提出した給与明細書及び支給明細書・勤務明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成25年12月1日から平成26年2月1日までの期間及び同年3月1日から平成30年3月30日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる報酬月額から、別表の「厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額」欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成25年12月、平成26年1月及び同年3月から平成30年2月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出を行ったか不明であるが、国が記録する標準報酬月額に見合う保険料を年金事務所に対して納付したと回答しているところ、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額として当該届書が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成26年2月1日から同年3月1日までの期間については、上記給与明細書等により、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと推認できる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、請求期間のうち、平成25年8月1日から同年12月1日までの期間については、請求者は給与明細書等の資料を所持していない上、A社は、当該期間に係る請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料等はない旨を回答していることから、当該期間における給与支給額等を確認又は推認することができない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成25年8月1日から同年12月1日までの期間及び平成26年2月1日から同年3月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000038 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000017 号

訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額
平成 25 年 12 月 1 日から 平成 26 年 1 月 1 日まで	9 万 8,000 円	16 万円
平成 26 年 1 月 1 日から 同年 2 月 1 日まで		12 万 6,000 円
平成 26 年 3 月 1 日から 同年 4 月 1 日まで		13 万 4,000 円
平成 26 年 4 月 1 日から 同年 5 月 1 日まで		14 万 2,000 円
平成 26 年 5 月 1 日から 同年 6 月 1 日まで		11 万円
平成 26 年 6 月 1 日から 同年 7 月 1 日まで		14 万 2,000 円
平成 26 年 7 月 1 日から 同年 8 月 1 日まで		16 万円
平成 26 年 8 月 1 日から 同年 9 月 1 日まで		17 万円
平成 26 年 9 月 1 日から 平成 27 年 9 月 1 日まで		13 万 4,000 円
平成 27 年 9 月 1 日から 平成 28 年 9 月 1 日まで		14 万 2,000 円
平成 28 年 9 月 1 日から 平成 29 年 9 月 1 日まで		16 万円
平成 29 年 9 月 1 日から 平成 30 年 3 月 30 日まで		15 万円

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000047 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000018 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 24 年 4 月 1 日、喪失年月日を同年 7 月 16 日に訂正し、同年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

平成 24 年 4 月 1 日から同年 7 月 16 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 3 月 17 日から同年 7 月 16 日まで

請求期間において A 社に勤務していたのに厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録、請求者が提出した平成 24 年 4 月分及び同年 5 月分の給与明細書並びに A 社から提出された請求者に係る従業員名簿及び労働契約書から判断すると、請求者は、請求期間のうち、平成 24 年 4 月 1 日から同年 7 月 15 日までの期間において、同社に勤務し、標準報酬月額 22 万円に相当する給与が事業主により請求者へ支払われていたと判断できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記給与明細書及び B 市が保管する給与支払報告書（個人別明細書）から、事業主により請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認又は推認できる。

なお、上記労働契約書には、平成 24 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで試用期間と記載されており、同社は、請求期間における厚生年金保険の取扱いについて、「請求期間当時の事務担当者は退職しており不明だが、2 か月から 3 か月の試用期間中は、社会保険の加入手続を行っていなかったと思われる。」旨を回答している上、オンライン記録により請求期間と同時期に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち半数以上の者が、雇用保険に加入して、2 か月から 3 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では必ずしも従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

以上のことから、請求者は、請求期間のうち、平成 24 年 4 月 1 日から同年 7 月 16 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないため、厚生年金特例法による記録訂正は認められない。

一方、上記の雇用保険記録等の資料により、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 24 年 4 月 1 日、喪失年月日は同年 7 月 16 日であると認められ、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる報酬月額から、22 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成 24 年 3 月 17 日から同年 4 月 1 日までの期間については、上記の雇用保険記録等の資料及び A 社の回答から、請求者が同社に勤務していたことを確認できない上、請求期間当時、同社において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会しても、請求者の同社における勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等について、確認できる具体的な回答は得られない。

このほか、請求者は、請求期間のうち、平成 24 年 3 月 17 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間のうち、平成 24 年 3 月 17 日から同年 4 月 1 日までの期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が年金事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000054 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000019 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

平成 18 年 4 月から平成 20 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 4 月から平成 20 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

平成 21 年 7 月から平成 22 年 3 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のB社における平成 22 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

平成 22 年 4 月から同年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日まで

② 平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日まで

③ 平成 22 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私が A 社及び B 社に勤務していた期間のうち、請求期間①から③に係る年金記録が、支給されていた給与額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出した給与明細書及び A 社の承継事業所である B 社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 1 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出及び保険料の納付を行ったか不明であると回答しているが、A 社の承継事業所である B 社又は年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び同被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額として当該届書が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②及び③について、上記給与明細書等により、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付（年金額）の対象に当たらない。

3 請求期間②及び③について、上記給与明細書等から確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等により確認できる報酬月額から、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②及び③の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000054 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000019 号

請求期間	訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	第 1 欄	第 2 欄
			厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準報酬月額
①	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 9 月 1 日まで	24 万円	28 万円	—
②	平成 21 年 7 月 1 日から 平成 22 年 4 月 1 日まで	24 万円	—	28 万円
③	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 22 年 9 月 1 日まで	30 万円	—	32 万円

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬額に見合う標準報酬月額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000025 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000020 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 23 年 10 月 16 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、18 万円から 20 万円とすることが必要である。

平成 23 年 10 月から平成 24 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 10 月から平成 24 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 23 年 10 月 16 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、20 万円から 22 万円とすることが必要である。

平成 23 年 10 月から平成 24 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 10 月 16 日から平成 24 年 9 月 1 日まで
② 平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日まで

私が A 社で勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者が提出した給与支給明細書及び預金通帳の記録から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、上記給与支給明細書等から確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる報酬月額から、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 一方、請求期間②について、上記給与支給明細書等により、請求期間②のうち平成25年9月1日から平成26年2月1日までの期間については、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であり、請求期間②

のうち平成 26 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額及び当該期間の標準報酬月額の変更又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法及び厚生年金保険法による記録の訂正を認めることはできない。

別表

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000025 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000020 号

訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (75 条本文) による訂正後の 標準報酬月額
平成 23 年 10 月 16 日から 平成 24 年 9 月 1 日まで	18 万円	20 万円	22 万円

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬額に見合う標準報酬月額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000065 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000021 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 22 年 12 月 27 日の標準賞与額を 9 万 7,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 12 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 22 年 12 月 27 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 12 月 27 日

請求期間において、A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者が提出した賞与明細書、A 社が年金事務所に提出した賞与支給予定表及び同社の回答から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保

険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等で確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおりとすることが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、上記賞与明細書等で確認できる賞与支給額から、請求者のA社における標準賞与額を別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000065 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000021 号

訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
平成 22 年 12 月 27 日	9 万 7,000 円	10 万円

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000048 号

厚生局事案番号：中国四国（脱）第 2000002 号

第 1 結論

昭和 32 年 5 月 1 日から昭和 43 年 2 月 27 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から昭和 43 年 2 月 27 日まで

支給済期間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から昭和 33 年 1 月 3 日まで
② 昭和 33 年 1 月 19 日から同年 4 月 25 日まで
③ 昭和 33 年 11 月 1 日から昭和 34 年 3 月 15 日まで
④ 昭和 34 年 5 月 10 日から昭和 36 年 8 月 26 日まで
⑤ 昭和 36 年 11 月 5 日から昭和 38 年 11 月 17 日まで
⑥ 昭和 41 年 10 月 25 日から昭和 43 年 2 月 27 日まで

請求期間に係る厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金の請求を行ったことも受け取った記憶もないので、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、脱退手当金支給記録において、請求者の特定に必要な氏名、性別、生年月日に誤りはなく、また、請求期間の脱退手当金の金額についても計算上の金額と齟齬はなく正確であり、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から通常の事務手続期間と考えられる約 6 か月後の昭和 43 年 8 月 28 日に支給決定されていることなどから、脱退手当金が支給されたとする一連の事務処理にとりわけ不自然さはいかたがえなない。

また、オンライン記録によると、請求者は、昭和 56 年 7 月 1 日に別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、請求期間における被保険者記号番号と請求期間後の被保険者記号番号は別の番号となっていることは、通常、請求期間に係る脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えられ、請求者は、

当時発行済みである同一番号の厚生年金保険被保険者証を所持していないことから、厚生年金保険被保険者証上の表示から脱退手当金の支給の有無を確認することができない上、請求者が受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせるような事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。